



静労発基 0430 第 7 号
令和 7 年 4 月 30 日

関係団体の長 殿

静岡労働局長



令和 7 年度全国安全週間の周知について（依頼）

平素より労働行政の運営につきまして、格別なご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、企業を始め関係各界における安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、令和 7 年度全国安全週間を中央労働災害防止協会と共同で主唱し、

「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」

をスローガンに、「令和 7 年度全国安全週間実施要綱」に基づき、令和 7 年 7 月 1 日から 7 月 7 日までを全国安全週間、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間として実施します。

静岡県内の労働災害発生状況をみると、令和 6 年の休業 4 日以上之死傷者数は 4,598 人^{*1}であり、前年に 比べ 22 人増加しています。死亡者数に関しては 25 人^{*2}であり、前年と同数となっています。

静岡労働局では、労働災害の防止のために、国、事業者、労働者などの関係者が重点的に取り組む事項を定めた「第 14 次労働災害防止計画」を、令和 5 年度を初年度とした 5 か年計画として作成し、令和 7 年度は同計画の 3 か年目として展開しています。

働く方一人ひとりがかけがえのない存在であり、事業者においては、それぞれの事業場で一人の被災者も出さないという理念の下、日々の仕事が安全で健康なものとなるよう、不断の努力が必要です。

また、労働災害の防止は事業者の責務ですが、安全活動を効果的に推進するためには労働者の理解と協力が最も重要であり、当局では、全国安全週間を契機に、事業場における安全活動の定着と労働者の安全意識の高揚を図るための取り組みを一層強化するよう呼びかけることとしています。

つきましては、貴職におかれましても、貴団体広報誌やホームページ等に令和 7 年度全国安全週間について掲載いただき、広く周知を図っていただきますようお願い申し上げます。また、全国安全週間実施要項の 9 及び 10 の各事項が実施されるよう、傘下の会員事業場及び関係事業者にご周知いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

資料につきましては、下記静岡労働局ホームページ専用サイトに掲載しております。

静岡労働局ホームページ専用サイトアドレス

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/anzeneisei_syuchi

※1※2 新型コロナウイルス感染症によるものを除く。

